

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課 地域包括支援センター	所属長名	小出 厚子	電 話	483-1151 内線2285
-----	-------	-----	------------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		9127		事務事業名称		地域包括支援センター運営事業					短縮コード		経常	9127	臨時	9182	
予算区分		会計	35	介護保険事業特別会計		款	04	地域支援事業費		項	03	包括的支援・任意事業費		目	01	包括的支援事業費	
区 分		☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		介護保険法第115条の45の1の2～5 介護保険法第115条の46 地域支援事業の実施について（平成23年老発0714第2号厚生労働省老健局長通知）地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日一部改正平成24年3月30日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																	
平成18年4月より介護保険法の一部改正に伴い、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域の中核拠点として八千代市地域包括支援センターを設置。センターには、保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員等を配置し，担当圏域に居住する高齢者等に対する総合相談支援等包括的支援事業を開始した。																	
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 平成18年3月まで市内5箇所開設されていた在宅介護支援センターに替わり、地域の高齢者の総合相談窓口としての機能を担うこととなった。現在、国の示した基準に則り、市内6箇所に地域包括支援センターを設置し、専門職を常勤配置しているが、今後圏域によっては、高齢者人口が増加していく地域があり、専門職の配置数の検討が必要と思われる。						総 合 計 画 の 施 策 体 系	6本の柱（章）		01	第1章健康福祉都市をめざして							
							大項目（節）		03	第3節社会保険							
							中 項 目		02	2. 介護保険							
							小項目（施策）		01	(1)保険サービスの充実							
							細 項 目		01	①実施体制の整備							
実 施 計 画 の 計 画 事 業																	
計画事業の位置付けの有無				☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円					

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	八千代市地域包括支援センター						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成24年度に実際に行ったこと： ①地域包括ケアの拠点として市内 6 箇所に地域包括支援センターを設置（直営 1 箇所、社会福祉法人委託 5 箇所）。各センターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員を配置。 ②円滑かつ適正な運営を図ることと目的とし八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催。 ③市直営である大和田・睦地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施。						
	※平成25年度に計画していること： 同上						
意図 （何を狙っているのか）	地域包括支援センターの設置及び各センターにおける包括的支援事業の円滑な実施						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	2 3 年度	2 4 年度		2 5 年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	八千代市地域包括支援センター	箇所	6	6	6	6
	指標 2						
	指標 3						
活動指標	指標 1	大和田・睦地域包括支援センターにおける包括的支援事業に	時間	6, 512	6, 642	5, 092	6, 974
	指標 2						
	指標 3						
成果指標	指標 1	全センターにおける相談支援等（包括的支援事業）対応件数	件	21, 265	21, 700	26, 576	28, 117
	指標 2						
	指標 3						
上位成果指標	指標 1						
	指標 2						
	指標 3						

コード	9127	事務事業名称	地域包括支援センター運営事業				所属名	長寿支援課 地域包括支援センター
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			センターの設置基準や配置職種及びセンターにおける業務内容は、法令に則り実施されるものであることに加え、事業の性質上、地域に密着し、継続的な事業展開が不可欠ことから、現状どおり、市直営センターが他5箇所のセンターと連絡調整を行いながら運営していく。また、5箇所のセンターは社会福祉法人に運営委託を継続する。高齢者人口の増加に伴い、相談対応件数の増加が見込まれる。高齢者人口の増加に対応して、職員の配置数は設置基準に則して、増員は行う。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
今後の方向性	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			高齢者人口の増加に伴い、相談体制の維持のために対応する専門職員数の配置を増員する必要がある、包括的支援事業の委託料を増額する可能性がある。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☒		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
市民から、地域包括支援センターの存在と役割をもっと市民に知ってもらうため積極的な広報が必要であるとの意見が出されていたため、平成19年度に地域包括支援センターの愛称を公募し、「あんしん」に決定。同時に、センターの認知度を高めるために、ホームページへの掲載や、公共施設窓口及び市内医療機関にもセンターのパンフレットを常設した。 また、議員より「地域包括支援センターの運営をスムーズに行うため、運営費の確保が必要」「高齢者の孤立化を防ぎ、地域での生活を支援していく上で地域包括支援センターの充実が重要」「睦圏域にもセンター設置を要望する」との意見が出されている。									

所属長コメント	法定事務であるため、継続して実施してまいります。 包括的支援事業の委託については、地域包括支援センター運営協議会の承認を得ながら、今後も適切に事業を行います。									
	評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
		☐ 手法プロセスの改革・改善								
		☐ 事業規模の拡大・縮小								
		☐ 統合・役割見直し								
☐ その他										
☐ 廃止・休止										
☐ 事業完了										
☒ 現状のまま継続										